

## 印刷特記仕様書

印刷並びに納入に使用する素材等については、以下の仕様を遵守すること。

- 1 冊子形状のものにおける表紙を除き、最新の町田市グリーン購入ガイドラインの印刷用紙に係る判断の基準を満たす用紙が使用されていること。

紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。

- 2 表1に示されたB、C及びDランクの紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃棄方法を記載すること。

- 3 印刷物ヘリサイクル適性を表示すること。

※表示等については、古紙再生促進センター作成、日本印刷産業連合会運用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」を参考とすること。

※「リサイクル適性の表示」は、次の表現とすること。

ア. Aランクの材料のみを使用する場合は「印刷用の紙にリサイクルできます」

イ. AまたはBランクの材料のみ使用(ア. の場合を除く)する場合は「板紙にリサイクルできます」

ウ. CまたはDランクの材料を使用する場合は「リサイクルに適さない資材を使用しています」

- 4 オフセット印刷については、植物由来の油を含有したインキであって、かつ、芳香族成分が 1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。

表1 古紙リサイクル適性ランクリスト

	【Aランク】	【Bランク】	【Cランク】	【Dランク】
	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害にならない	紙へのリサイクルには阻害となるが、板紙へのリサイクルには阻害とならない	紙、板紙へのリサイクルにおいて阻害になる	微量の混入でも除去することが出来ないため、紙、板紙へのリサイクルが不可能になる
① 紙	【普通紙】 アート紙／コート紙／上質紙／中質紙／更紙	—	—	—
	【加工紙】 抄色紙(A)*／ファンシーペーパー(A)*／樹脂含浸紙(水溶性のもの)	【加工紙】 抄色紙(B)*／ファンシーペーパー(B)*／ポリエチレン等樹脂コーティング紙／ポリエチレン等樹脂ラミネート紙／グラシンペーパー／インディアペーパー	【加工紙】 抄色紙(C)*／ファンシーペーパー(C)*／樹脂含浸紙(水溶性のものを除く)／硫酸紙／ターポリン紙／ロウ紙／セロハン／合成紙／カーボン紙／ノーカーボン紙／感熱紙／圧	【加工紙】 捺染紙／昇華転写紙／感熱性発泡紙／芳香紙

## 別紙 1

			着紙	
② イ ン キ 類	【通常インキ】 凸版インキ／平版インキ (オフセットインキ)／溶 剤型グラビアインキ／溶 剤型フレキソインキ／ス クリーンインキ	【通常インキ】 水性グラビアインキ／水 性フレキソインキ	—	—
	【特殊インキ】 リサイクル対応型UVイン キ☆／オフセット用金・ 銀インキ／パールインキ ／OCRインキ(油性)	【特殊インキ】 UVインキ／グラビア用 金・銀インキ／OCR UV インキ／EBインキ／螢 光インキ	【特殊インキ】 感熱インキ／減感インキ ／磁性インキ	【特殊インキ】 昇華性インキ／発泡イ ンキ／芳香インキ
	【特殊加工】 OPニス	—	—	—
③ 加 工 資 材	【製本加工】 製本用針金／ホッチキス 等／難細裂化EVA系ホ ットメルト☆／PUR系ホッ トメルト☆／水溶性のり	【製本加工】 製本用糸／EVA系ホット メルト	【製本加工】 クロス貼り(布クロス、紙クロ ス)	—
	【表面加工】 光沢コート(ニス引き、ブ レスコート)	【表面加工】 光沢ラミネート(PP貼り) ／UVコート、UVラミコー ト／箔押し	—	—
	【その他加工】 リサイクル対応型シール (全離解可能粘着紙)☆	【その他加工】 シール(リサイクル対応 型を除く)	【その他加工】 立体印刷物(レンチキュラ ーレンズ使用)	—
④ そ の 他	—	【異物】 粘着テープ(リサイクル 対応型)	【異物】 石／ガラス／金物(製本 用ホッチキス、針金等除 く)／土砂／木片／プラス チック類／布類／建材 (石こうボード等)／不織 布／粘着テープ(リサイク ル対応型を除く)	【異物】 芳香付録品(芳香剤、 香水、口紅等)

## 別紙 1

- 注1 ☆印の資材(難細裂化 EVA 系ホットメルト、PUR 系ホットメルト、リサイクル対応型 UV インキ、リサイクル対応型シール)は、日本印刷産業連合会の「リサイクル対応型印刷資材データベース」に掲載されていることを確認すること。
- 注2 \* 印の資材(抄色紙、ファンシーペーパー)は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。